

令和 7 年度 固定資産税(償却資産) 申告のご案内

提出期限 令和 7 年 1 月 31 日(金)

※期限間近になりますと窓口が混雑しますので 1 月 15 日(水) までの提出にご協力ください。

※資産の増減のない方も申告書を提出していただく必要があります。

提出方法

①窓口による申告

②郵送による申告

申告書の控えが必要な方は、提出される申告書をコピーして控えとしてご使用ください。

③インターネットによる電子申告

eLTAX（地方税ポータルシステム）または LoGo フォームでの申告も受け付けております。

eLTAX の場合

eLTAX 償却資産

検索

LoGo フォームの場合

① 善通寺市 償却資産

検索

②「償却資産を～申告が必要です」をクリック

③ HP 画面中段「LoGo フォーム」をクリック



申告の手引及び申告書様式一式のダウンロードについて

「償却資産申告書」「種類別明細書」は善通寺市ホームページからダウンロードできます。

詳しい手引も掲載しておりますのでご一読ください。

善通寺市 償却資産

検索

提出書類

償却資産申告書（黒色）及び種類別明細書【増加（緑）・減少（赤）】

提出先

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号

善通寺市市民生活部税務課 固定資産税係

ご不明な点は固定資産税係にお問い合わせください。お問い合わせ先 TEL 0877-63-6305

※宛名として切り取ってご利用ください。

キリトリ



善通寺市

キリトリ

〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号

善通寺市役所 税務課 行

償却資産申告書在中

平素は本市の税務行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。地方税法第 383 条の規定により、本市に事業用償却資産をお持ちの方は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）に所有している資産について申告していただく必要があります。

つきましては、本ご案内等をご参照いただき、申告書等を作成の上、税務課にご提出ください。

《目 次》

1 償却資産の範囲・・・・・・・・・・	2	4 評価額の算出方法・・・・・・・・・・	8
2 記載上問題となる資産について・・・・・・・・	3	5 税額等の算出方法及び別表・・	8～9
3 提出書類及び記入方法・・・・・・・・・・	3	6 その他・・・・・・・・・・	9
記載例・・・・・・・・・・	4～7		

1. 償却資産の範囲

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるべきもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）です。

ただし、自動車税の課税客体となる自動車並びに軽自動車税の課税客体となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除きます。

償却資産の例示

資産コード	資 産 種 類	内 容
1	構築物	門、堀、水槽、ドック、舗装路面、煙突、土地に定着した土木設備等
	建物附属設備	造作設備及び建物附属設備等は、固定資産税において通常は家屋に含めて評価いたしますが、次に掲げるものは償却資産として取り扱います。 1. 建物の所有者以外の者が施工した事業用造作設備及び建物附属設備等 2. 建物の所有者が施工した設備であっても次に掲げるもの (1) 生産事業の工程上必要な設備 (工場における動力電気設備、製品の冷却用設備、給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等) (2) 建物から独立した諸設備 (ネオン広告設備、屋上看板、スポットライト等)
2	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、土木建設機械、各種産業機械、原動機、太陽光発電設備、ポンプ、その他機械及び装置等
3	船舶	客船、貨物船、油そう船、ボート、漁船、砂利採取船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	自動車、リヤカー、トロッコ、特殊自動車等（ブルドーザー、フォークリフト等）
6	工具、器具及び備品	測定工具、検査工具、応接セット、ロッカー、金庫、レジスター、陳列ケース等

2. 記載上問題となる資産について

次に掲げる資産は、いずれも申告が必要ですのでご注意ください。

1	耐用年数1年以上で取得価格又は製作価格が20万円以上の資産。
2	取得価格又は製作価格が20万円未満であっても、一括償却されたものを除き、固定資産に計上している資産。
3	企業会計上、建設仮勘定に経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
4	耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終って帳簿上残存価格のみ計上されている資産であっても、事業の用に供することができる状態にある資産。
5	遊休及び未稼働資産であっても、1月1日現在において事業の用に供することができる状態にある資産。
6	事業を行わない者が所有している資産で、他へ事業用として貸付けているもの。
7	改良費は、新たな資産とみなして本体とは別個に申告します。 この場合、資産名称欄に「〇〇〇の改良」と従来所有の資産への資本的支出が判別出来るように書いてください。

3. 提出書類及び記入方法

(1) 提出書類

申告区分		申告が必要な資産		提出書類		
		令和7年1月1日現在において所有されているすべての資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した資産	申告書 第26号様式	種類別明細書	
					増加資産・全資産用	減少資産用
初めて申告される方	申告する資産がない場合 ※			○		
	申告する資産がある場合	○		○	○	
前年度に申告された方	資産に増減がない場合 ※			○	○	
	増加資産がある場合		○	○	○	
	減少資産がある場合		○	○		○
	資産に増減がある場合		○	○	○	○

※ 申告書の18備考欄 償却資産の増減は（有・無）の無を○で囲んでください。

償却資産申告書（償却資産課税台帳） 第二十六号様式【黒い用紙】	種類別明細書（増加資産・全資産用） 第二十六号様式別表1【緑の用紙】	種類別明細書（減少資産用） 第二十六号様式別表2【赤の用紙】
------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------

--	--	--

償却資産申告書:記載例

1 住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。

2 氏名を記載し、ふりがなを付してください。また、屋号があれば記載してください。

3 所有者の個人番号又は法人番号を記載してください「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字開けて記載してください。

4 事業種目を具体的に記載してください。（例えば、ミシン製造業、自動車販売業等）また、法人にあっては資本金または出資金額等の金額も記載してください。

5 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。

6 この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

7 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

受付印

令和7年1月17日
殿

令和7年度
償却資産申告書

（フリガナ）
1 住所
又は納税通知書送達先

〇〇〇-〇〇〇〇
××市××町×丁目1-1
□□ビル1階
(電話 △△-△△△△-)

（フリガナ）
2 氏名
法人にあってはその名称及び代表者の氏名

エルタックスカブシキガイシャ
eLTAX 株式会社
代表取締役 税務 太郎
(屋号 エルタックス)

3 個人番号
(は法人)

4 事業種目
(資本金等)

5 事業開始年月

6 この申告に
応答する
係及び
氏名

7 税理士
氏名

資産の種類	取得価額			計 ((イ)-(ロ)+(ハ))
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構 築 物	8000000		3500000	
2 機械及び装置	18000000	5992000	17282000	
3 船 舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	4000000	1680000	6000000	
7 合 計	30000000	7672000	26782000	

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税
1 構 築 物	4175000	4175000	
2 機械及び装置	16468619	16468619	
3 船 舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	1045721	1045721	
7 合 計	21689340	21689340	

※評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。新規・全資産の場合は、種類別明細書（全資産用）の「価額」の合計額と同じになります。

取得価額

前年前に取得したもの（イ）

令和5年以前（令和6年1月1日以前）に取得した資産の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に減少したもの（ロ）

令和6年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に取得したもの（ハ）

令和6年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）に減少した資産の合計額を資産の種類別に記載してください。（申告漏れや移動等により受け入れた資産を含む）

計 ((イ)-(ロ)+(ハ))=(ニ)

((イ) 前年前に取得したもの) - ((ロ) 前年中に減少したもの) + ((ハ) 前年中に取得したもの) によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(償却資産課税台帳)	
号又 番号	1234567890000
目 の額)	印刷業 (1000万 円)
始年月	S60 年 10 月
告に る者 び	申告 次郎 (電話 △△-△△△△)
等の	税野 玄人 (電話 △△-△△△△)
* 所 有 者 コ ー ド *****	
8 短縮耐用年数の承認	有・無
9 増加償却の届出	有・無
10 非課税該当資産	有・無
11 課税標準の特例	有・無
12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
14 青色申告	有・無
15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① ○○市○○町○-○○ ② ③
16 借用資産 (有・無)	償却リース株式会社 ○○県○○市○○町○-○○ TEL 0000-000-0000
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家
18 備考(添付書類等) ※ 下記の項目について該当するほうに○をつけてください。 償却資産の増減は(有・無) く無の場合、この申告書の提出して下さい。く有の場合で 増加資産があれば緑色の、又減少資産があれば赤色の種類別明細書 をそれぞれこの申告書に添付の上、提出してください。	

ZKD0025F

この額は令和6年度の申告書の(二)の欄の額と同じです。

この欄の合計額は種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。

この欄の合計額は種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額の合計額と同じです。

- 8 国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は「承認通知書」の写しを添付してください。
- 9 税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は「届出書」の写しを添付してください。
- 10 非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。
- 11 課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
- 12 圧縮記帳の有無について、該当する方を○で囲んでください。償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
- 13 税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。
- 14 法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。
- 15 事業所等資産の所在地が1か所だけで、その所在地が「1住所(又は納税通知書送達先)」と同一の場合には、記載の必要はありません。
- 16 借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には、貸主の名称等を記載してください。
- 17 事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。

種類別明細書(増加資産・全資産用):記載例

令和 7 年度

種類別明細書(増加)

「1. 構築物」、
「2. 機械及び装置」、
「3. 船舶」、
「4. 航空機」、
「5. 車両及び運搬具」、
「6. 工具、器具及び備品」
の資産の種類に対応する
1 から 6 までの数字を記
載してください。

※ 所有者コード		※ 異動コード	記入の必要はありません			
行番	資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額
号	種類	コード		量	年 月	
01	1		アスファルト舗装	1	3 6 3 12	350
02	2		オフセット印刷機	1	4 28 9	962
03	2		デジタル印刷機	1	5 6 10	765
04	6		ノートパソコン	4	5 6 8	60
05						
06						

資産の名称等及び数量、取得年月を記載してください。
 なお、年号については、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和
 とし、対応する数字を記載してください。

令和6年1月2日から令和7年1月1日まで

種類別明細書(減少資産用):記載例

令和 7 年度

種類別明細書

「1. 構築物」、
「2. 機械及び装置」、
「3. 船舶」、
「4. 航空機」、
「5. 車両及び運搬具」、
「6. 工具、器具及び備品」
の資産の種類に対応する
1 から 6 までの数字を記
載してください。

※ 所有者コード		※ 異動コード	記入の必要はありません			
行番	資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額
号	種類	コード		量	年 月	
01	2	00000002	フォーム印刷機	2	4 17 12	356
02	2	00000003	大型裁断機	1	4 19 6	242
03	6	00000005	プリンター	3	5 2 4	72
04	6	00000013	応接セット一式	1	5 3 7	144
05						
06						

資産の名称等及び数量、取得年月を記載してください。
 なお、年号については、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和
 とし、対応する数字を記載してください。

令和6年1月2日から令和7年1月1日の間

※令和6年1月1日以前に取得した資産で申告する必要のある資産もありましたら記載してください。

資産・全資産用)

		所 有 者 名		1枚のうち	
		eLTAX株式会社		1枚目	
(イ) 価 額	(ロ) 耐用年数	(ハ) 価 額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由
千円		十億 百万 千円	率	十億 百万 千円	
0000	10				1・2 申告漏れ分
5000	10				1・2 申告のため見直し
7000	3				3・4 耐用年数記載
0000	4				1・2 3・4

電算処理方式により申告される方は記入してください

資産の取得価額及び耐用年数を記載してください。

資産が増加した事由について、該当する番号
1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動等による受入れ
4. その他の事由
を○で囲んでください。
また、増加事由の補足等を
摘要欄に記載してください。

課税標準の特例及び減免対象資産の場合は、摘要欄にその概要を記載してください。
例①先端設備特例
例②附15条44号特例 等

に取得した資産を記載してください。

(減少資産用)

		所 有 者 名		1枚のうち	
		eLTAX株式会社		1枚目	
価 額	耐用年数	減少の事由及び区分		摘 要	
千円		1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部		
68000	10	①・2・3・4	1・②	2台のうち1台を(有)△△商事に売却	
24000	10	1・②・3・4	①・2	耐用年数超過により廃棄	
20000	3	1・2・③・4	1・②	取得価額72万円(数量3)のうち24万円(数量1)分を×市へ移動	
40000	8	1・2・3・④	①・2	昨年度の申告記載誤り	

資産の取得価額及び耐用年数を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

資産が減少した事由とその区分について、該当する番号を○で囲んでください。
また、減少事由の補足等を
摘要欄に記載してください。

に取得した資産を記載してください。

4. 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\text{減価残存率 (A)}} = \boxed{\text{評価額}}$$

※減価残存率は別表の耐用年数に対応するA欄(9P)をご参照ください。

前年前に取得した資産

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{前年度の} \\ \text{評価額} \end{array}} \times \boxed{\text{減価残存率 (B)}} = \boxed{\text{評価額}}$$

※減価残存率は別表の耐用年数に対応するB欄(9P)をご参照ください。

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

5. 税額等の算出方法

(1)課税標準額の算出方法

各償却資産の評価額の合計（決定価格）が償却資産の課税標準額（1,000円未満切捨）となります。

課税標準額の特例を受ける資産を取得した場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて算出された額を基に課税標準額を算出します。

※特例の適用を受ける資産は、取得年度に申告していただくようお願いします。

※租税特別措置法に基づく特別償却及び割増償却並びに圧縮記帳は認められていませんので、注意してください。

(2)税額の算出方法

(1)で算出された課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切捨)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切捨)}}$$

(3)償却資産における免税点

課税標準額が免税点（150万円）未満の場合、課税されません。

(4)非課税

非課税となる償却資産は、申告書及び明細書に記入する必要はありません。

＜別表：減価残存率表＞
 固定資産評価基準
 別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中取 得のもの ①	前年前取 得のもの ②		前年中取 得のもの ①	前年前取 得のもの ②		前年中取 得のもの ①	前年前取 得のもの ②		前年中取 得のもの ①	前年前取 得のもの ②
			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	31	0.964	0.928
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901	32	0.965	0.931
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905	33	0.966	0.933
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908	34	0.967	0.934
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915	36	0.969	0.938
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918	37	0.970	0.940
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921	38	0.970	0.941
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924	39	0.971	0.943
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926	40	0.972	0.944

6. その他

廃業、解散等異動があるまたは該当資産のない場合は、償却資産申告書(第 2 6 号様式)にその旨を記載の上、提出してください。

ご注意ください

正当な理由がなく申告をされない場合、地方税法第 3 8 6 条の規定により、過料を科されることがあります。
 また、虚偽の申告をされた場合、地方税法第 3 8 5 条の規定により、罰金を科されることがあります。

ご理解ご協力ありがとうございます。

